

沼津市立小中学校共同調理場給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 1 日教育長決裁

(設置)

第 1 条 沼津市立小中学校共同調理場給食調理等業務の委託に関し、安全で良質な学校給食を提供することができる適正な業者を選定するため、沼津市立小中学校共同調理場業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委託業者の選定に関する事項
- (2) その他選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 教育次長
- (2) 委員 学校管理課長、学校教育課長、学校長、指導主事、栄養士

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長の職務及び代理)

第 5 条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 選定委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 選定委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第 7 条 選定委員会の庶務は、学校管理課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。